

○ふくやま美術館及びふくやま書道美術館条例

昭和63年3月22日

条例第11号

(特別観覧)

第4条 美術館に展示され、又は保管されている美術品等を学術研究等のため撮影、模写、模造等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けるものとする。

2 前項の許可を受けた者は、1点1回につき3,130円の範囲内で市長が別に定める特別観覧料を納付するものとする。

(一部改正〔平成17年条例46号・26年17号・28年18号・31年60号〕)